

浦和剣道連盟規約

令和 ~~7~~⁶ 年 5 月改正

第 1 章 総則

第 1 条（名称）本連盟の名称を浦和剣道連盟と称する。

第 2 条（目的）本連盟は剣道（居合道・杖道）の普及発展 及び ~~および~~ 会員相互の親睦を図ることを
目的とする。

第 3 条（事業）本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種剣道大会の開催
- (2) 級位審査会、普及講習会、研修会等の開催
- (3) 埼玉県剣道連盟事業への協力 及び ~~および~~ 連携
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業
- (5) 事業年度は 毎年 4 月 1 日 4/1 より翌年 3 月 31 日 3/31 までとする

第 2 章 会員

第 4 条（会員）本連盟の会員は連盟設立の目的に賛同し、さいたま市（浦和・緑・南・桜・中央の
5 区）の登録団体に属し、剣道を愛好する者とする。

- (1) 一般会員：剣道 1 級以上の受有者で本連盟に登録している者
- (2) 特別会員：特別な理由により、理事会において推薦された者

第 3 章 役員

第 5 条（役員）本連盟に次の役員を置く

- (1) 会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、理事 20 名以内、監事 2 名、事務局長 1 名
- (2) 役員の職務

- ① 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 理事長は会務を掌理し、理事会を総括する。
- ④ 理事は理事会を組織し、本連盟の事業を執行する。
- ⑤ 監事は本連盟の事業 及び ~~および~~ 会計を監査する。
- ⑥ 事務局長は本連盟の連絡調整 及び ~~および~~ 会計経理事務を執行する。

- (3) 役員の任期

- ① 役員の任期は、~~2 年~~と選任後、当該年度総会から翌々年度の総会までとする。ただし再任を妨げない。
- ② 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後、最初の

総会が終結するまでその任期を伸長する。

- ③ 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- ④ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- (4) 本連盟に理事会の推薦により、顧問及びおよび相談役を置くことができる。
- (5) 役員選出方法については別途定める。

※ 第6条(1)については、年2回の開催への変更を含め、継続して協議・検討する。

第4章 会議

第6条（会議）本連盟の会議は総会、役員会、理事会、各種部会とする。

- (1) 総会は役員、理事及びおよび登録団体代表者で構成、会長の招集により年1回の開催とする。本連盟の規約改正、役員選任、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算の重要事項について理事会の報告を受け承認する。必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会の議長は会長とする。
- (2) 役員会は会長、副会長、理事長、事務局長により構成し、本連盟の重要事項について審議する。役員会の議長は会長とする。
- (3) 理事会は役員および、理事及び事務局長により構成し、本連盟の規約改正、役員選任、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算の重要事項及びおよび事業全般について審議決定し、総会に報告する。理事会の議長は会長とする。
- (4) 各種部会は理事会の承認を得て設置することができる。部会は必要に応じて開催し、各種事業の企画立案及びおよび執行を行う。
- (5) 専門部規定について別途定める。

第5章 会計及びおよび事務局

第7条（会計）本連盟の経費は会費、補助金その他の収入を以て賄う。

- (1) 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- (2) 予算（見込み額）は3月までに作成し、理事会の承認を得る。
- (3) 決算は総会までに作成し、会計監査を受けて理事会の承認を得る。
- (4) 予算、決算ともに理事会の承認を経て、総会に報告する。
- (5) 表彰及びおよび慶弔については別途定める。

第8条 事務局

- (1) 本連盟の事務及びおよび会計を処理するため、事務局を設置する。
- (2) 事務局には会長の命により、事務局長1名、次長若干名を置く。
- (3) 事務局の事務を執行するため事務局幹事（若干名）を置くことができる。

第6章 規約の変更及びおよび附則

第9条（規約の変更）本連盟規約の変更並びに連盟の解散については総会において、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10条（附則）

- (1) 本規約は平成11年4月29日から施行する。
- (2) 本規約は平成15年4月29日に改正し施行する。
- (3) 本規約は平成23年5月15日に改正し施行する。（役員選出・表彰規定）
- (4) 本規約は平成25年5月12日に改正し施行する。（役員選出・支部設立規定）
- (5) 本規約は平成31年5月12日に改正し施行する。（専門部規定）
- (6) 本規約は令和3年5月16日に改正し施行する。（事業・役員の任期）
- (7) 本規約は令和7年5月11日に改正し施行する。（役員の任期・会議）

○役員選出規定：規約第5条(5)

- (1) 本連盟の役員選出については、各区代表理事により構成される理事会に役員推薦委員会を設置して原案を作成し、理事会で審議決定の上、総会に報告する。
- (2) 理事は20名以内とし、原則として各区域から指定の人数を推薦する。
浦和区4名、緑区4名、南区 43 名、桜区1名、中央区 32 名、中体連2名、
会長指名学識経験者：若干名
- (3) 各部会の委員については各区域より原則として推薦する。
- (4) 本規定は平成23年5月15日から施行する。
- (5) 本規定は平成25年5月12日に改正し、施行する。
- (6) 本規定は令和7年5月11日に改正し、施行する。

○表彰及びおよび慶弔規定：規約第7条(5)

- (1) 全国規模の大会で優秀な成績をあげた者及びおよび本連盟の発展に寄与した者を表彰することができる。
- (2) 本連盟の役員または功績のあった者が死亡したときは弔意を表する。
- (3) 本規定は平成23年5月15日から施行する。

○支部剣道連盟設立規定：規約第3条の(4)

- (1) 支部区分：本連盟の事業推進及び事務連絡の徹底を図るため、本連盟の支部を浦和区、緑区、南区、桜区、中央区の5区画に区分し、所属の加盟団体により支部剣道連盟(以下支部という)を構成する。
- (2) 役員
 - ・支部役員は会長、副会長、理事、監事、事務局長とする。
 - ・会長は支部を代表して会務を総括する。・副会長は会長を補佐する。

- ・理事は浦和剣道連盟の理事（支部選出）及び所属加盟団体の代表者とし、理事会を構成して支部の事業を執行する。
- ・監事は支部の事業及び経理を監査する。
- ・事務局長は支部事業の事務及び、さいたま市剣道連盟との連絡調整を行う。

(4) 会議及び事業

- ・支部の会議は役員会とし、事業及び会計について審議決定する。
- ・支部の事業は競技会、講習会、級審査会等とする。

(5) 財務会計

- ・収入は支部会費、浦和剣道連盟助成金、事業収入、その他とする。
- ・会計収支は年 1 回、役員会に報告しなければならない。

(6) 本規定は平成 25 年 5 月 12 日から施行する。

○専門部規定：規約第 6 条（5）による

本連盟の業務推進のため 総務部、競技部、普及部、強化部、女子部の 5 専門部を設置する。

(1) 専門部は理事及び運営委員で構成し、所属及び専門部の役員については会長が委嘱する。

(2) 専門部役員には部長 1 名、副部長若干名、幹事若干名を置く

(3) 各専門部の業務は次のとおりとする。

総務部：経理、文書管理、審査事務、申請等の事務

競技部：浦和剣道大会、市民大会、少年錬成大会の企画運営

普及部：審査会、講習会、合同稽古会の企画運営

強化部：少年育成強化、少年錬成大会の企画運営

女子部：女子剣道の普及と発展の企画運営

(4) 本規定は平成 31 年 5 月 12 日から施行する。

(5) 本規定は令和 3 年 5 月 16 日から施行する。